

雪害に対する備えは万全ですか？ 暴風雪などによる被害の防止

近年、急速に発達した低気圧の影響により、今まで吹雪の発生頻度が少なかった地域においても暴風雪などによる災害が発生しています。

記憶に新しいところでは、占冠村においても昨年3月10日から13日にかけて大雪による停電災害に見舞われ、特にトマム地区においては暴風雪の影響により住宅の屋根に雪が届くなど、改めて雪害の恐ろしさを知ることとなりました。

日頃から気象情報に注意して、暴風雪が予想されるときは、家の中で過ごすなどなるべく外出を避けましょう。



<家の中で安全に過ごすために>

- 停電に備えて、懐中電灯、携帯ラジオ、電気を使わない暖房器具（ポータブルストーブ）なども準備しておきましょう。
- 外出できない場合に備えて、食糧や飲料水などを備蓄しておきましょう。
- FF式暖房器の吸排気口付近の除雪状況を確認しておきましょう。

<やむを得ず車で外出する場合>

- 携帯電話でも気象状況を取得できますが、地域によっては電波の不感地帯もあるため、携帯電話を過信せず、道路状況に応じた無理のない運転を心がけましょう。
- 冬期間は地域により天候が急変し、車が立ち往生する可能性もあるので、車の中に防寒着、長靴、手袋、スコップ、牽引ロープなどを用意するとともに、出かける前には十分に燃料があることを確認しましょう。
- 万が一に備えて、飲料水や非常食も用意しておく心安いです。

<もしも吹雪で車が止まってしまったら>

- 運転をされていて地吹雪などにより身の危険を感じたら、無理をせずにコンビニエンスストア、ガソリンスタンド、大きな駐車場のあるスペースなどで天候の回復を待ちましょう。
- 大雪や吹き溜まりで立ち往生してしまったら、JAFなどのロードサービスや近くの人家などに必ず救助を要請してください。その際、ハザードランプの点灯や停止表示板を置くなどの対応を忘れずに行ってください。
- 避難できる場所や近くに人家がない場合は、消防（119番）や警察（110番）に連絡して、車の中で救助に備えてください。
- 車が雪に埋まってしまったときは、エンジンを切りましょう。車のマフラーが雪に埋まると排気ガスが車内に逆流し、一酸化炭素中毒を起こす恐れがあります。防寒などでやむを得ずエンジンをかける場合は窓を開けて換気し、こまめに車のマフラーのまわりを除雪してください。

■お問い合わせ 総務課総務担当 電話 56-2121

軽自動車や原付バイクなどをお持ちのみなさんへ

平成28年度から軽自動車税が変わります



平成27年度税制改正において、軽自動車と小型の普通自動車の税負担水準格差の見直し、グリーン化を進める観点などから、軽自動車税の標準税率の見直しが行われ、平成28年度から軽自動車税が変更になります。

●原付バイク・二輪車・小型特殊自動車など

購入や登録の時期にかかわらず、平成28年度分の軽自動車税から下記のとおり変更となります。

区 分		排気量などの車両条件	税率（年税額）	
			現行	改正後
原動機付自転車	第1種	50cc以下のもの（ミニカーを除く）	1,000円	2,000円
	第2種乙	二輪のもので50cc超、90cc以下のもの	1,200円	2,000円
	第2種甲	二輪のもので90cc超、125cc以下のもの	1,600円	2,400円
	ミニカー	三輪以上のもので20cc超、50cc以下のもののうち、輪距が0.5m超のもの	2,500円	3,700円
軽自動車	二輪	125cc超、250cc以下のもの	2,400円	3,600円
	雪上車	専ら雪上を走行しかつ、660cc以下であるもの	2,400円	3,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	トラクターや田植え機で最高速度で時速35km未満のもの	1,600円	2,000円
	その他	フォークリフトやショベルローダーなどで最高速度が時速15km以下のもの	4,700円	5,900円
二輪の小型自動車		250cc超のもの	4,000円	6,000円

■三輪・四輪の軽自動車

初度検査年月日や環境性能により税率が異なります。

※初度検査年月は自動車検査証の新車新規登録のことです。

区 分		①現行税率	②重課税率	③新税率	グリーン化特例（軽課税率）				
					25%軽減	50%軽減	75%軽減		
軽自動車	三輪で総排気量が660cc以下のもの		3,100円	4,600円	3,900円	3,000円	2,000円	1,000円	
	四輪以上のもの ※総排気量660cc以下のもの	乗用	営業用	5,500円	8,200円	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円
			自家用	7,200円	12,900円	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円
		貨物	営業用	3,000円	4,500円	3,800円	2,900円	1,900円	1,000円
			自家用	4,000円	6,000円	5,000円	3,800円	2,500円	1,300円

①現行税率 初度検査年月が平成27年3月以前の車に適用します。税率は変わりません。

②重課税率 平成28年4月1日以降の賦課期日（毎年4月1日）に、初度検査年月から13年を経過した車（平成28年度は「初度検査年月が平成14年12月以前」の車）が適用されます。

③新税率 初度検査年月が平成27年4月以降の車に適用します。

【グリーン化特例（軽課税率）】

初度検査年月が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの三輪及び四輪の軽自動車で、次の基準を満たす車は、グリーン化特例（軽課税率）を適用します。

区分	25%軽減	50%軽減	75%軽減
乗用	H32年度燃費基準達成車	H32年度燃費基準+20%達成車	電気自動車など
貨物	H27年度燃費基準+15%達成車	H27年度燃費基準+35%達成車	電気自動車など

■お問い合わせ 総務課税務担当 電話 56-2125